

第1章 個別施設計画策定の背景と目的

1. 背景

全国的に地方自治体が厳しい財政運営を強いられる中、人口減少にともなう税収減と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化が、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼすと予想される。そのような状況の中で、老朽化が進む公共施設及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、統廃合・転用、長寿命化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となっている。

本市では、平成18年（2006年）の旧洲本市と旧五色町との合併から10年が経過し、普通交付税算定における合併算定替の特例が縮減される中、将来生じる維持更新費用を予測した上で、公共施設等に関する基本方針を定めるために、また公共施設等マネジメントを着実に推進するために、平成28年（2016年）12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定した。

現在、限られた財源の中、市民ニーズに対応した行政サービスの提供・質の向上を実現していくために、現状の公共施設等にかかるコスト情報、施設情報、利用状況等から実態を把握した上で、統一的な公共施設等マネジメントを推進しているところである。

2. 目的

高度経済成長期に整備された大量の公共施設等が、今後、一斉に更新時期を迎える。一方、人口減少により公共施設等を利用し、また、その負担を分かち合う市民が減少していく。こうした状況の下では、全ての公共施設等を将来にわたり同じように維持更新していくことは極めて難しい。

今後の長期的なニーズに即して必要となる都市機能・生活機能の確保を図り、地域の持続可能性を高めていくことが重要な視点である。他方で、公共施設等の更新時期の到来は、これまで面的拡大を続けてきた生活空間を、人口構造の変化に即し、誰もが必要な機能にアクセスでき、人や地域のつながりと賑わいを生む生活空間にデザインし直す好機となる。

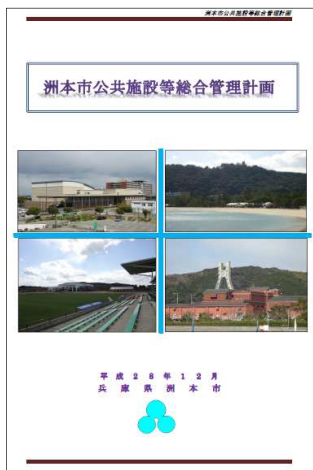
公共施設等の更新時に、公共施設等を人口構造の変化に応じ適正規模に調整していく一方で、社会やニーズの変化・多様化に対応できるよう利用価値を高めながら、次代に継承していくことが求められる。

このため、「安全・安心で快適な施設等の配置」及び「持続可能なまちづくり」を目的として、「洲本市公共施設等個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画を策定するに当たり施設カルテを作成し、各施設の利用者数、稼働率、コストデータ、老朽化情報等を元に施設評価や検討を行い、財政収支見通しの試算も行いながら、公共施設等マネジメント委員会（庁内組織）及び公共施設等再編整備検討委員会（有識者、市民代表等で構成）にて検討を重ねてきた。本計画は、その結果に基づき、個別施設ごとの対策内容等を示すものである。

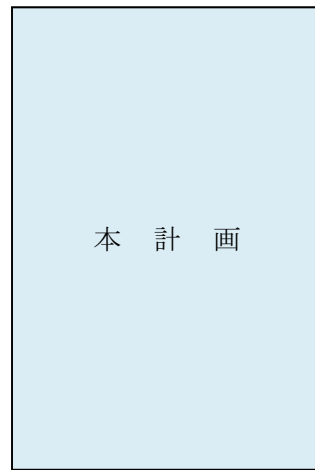
平成28年度（2016年度）

洲本市公共施設等総合管理計画



令和2年度（2020年度）

洲本市公共施設等個別施設計画

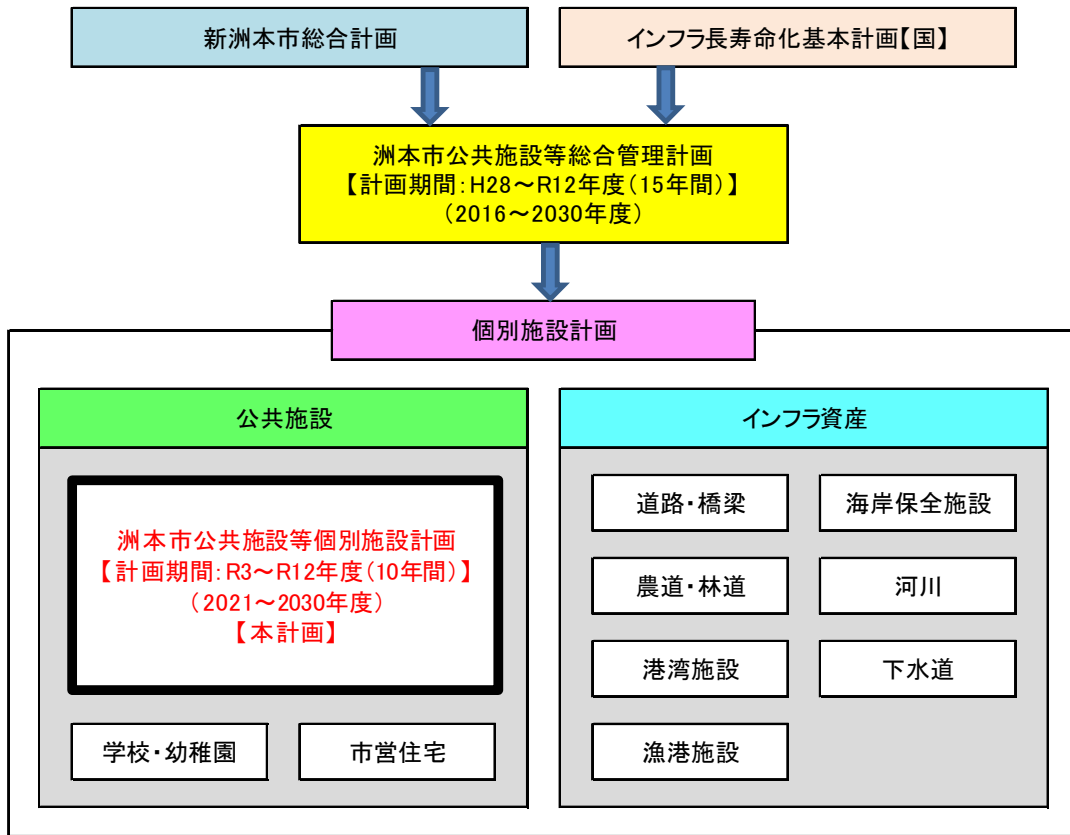


3. 位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づき定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付ける。

また、本計画は「洲本市公共施設等総合管理計画」の下位計画として、当該総合管理計画の内容に即し、個別施設ごとの具体的な対策内容を示した実施計画として位置付ける。

【図1】個別施設計画の位置付け



■ 洲本市公共施設等総合管理計画で示している方針

【全体方針】

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

【公共施設に関する個別方針】

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
2. 施設数、総床面積を30年間で20%以上削減する。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。

【インフラ資産に関する個別方針】

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

4. 対象施設

公共施設及びインフラ資産を個別施設計画の対象とする。

なお、小・中学校、幼稚園、市営住宅（公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅）及び大部分のインフラ資産については、関係省庁が示す策定指針等を踏まえ、別途策定する。

【表1】計画対象の公共施設等

公共施設等	
公共施設	インフラ資産
1) 市民文化系施設	1) 道路・橋梁 ※
2) 社会教育系施設	2) 農道・林道 ※
3) スポーツ・レクリエーション系施設	3) 港湾施設 ※
4) 学校教育系施設（給食センター）	4) 漁港施設 ※
※小・中学校は別途	5) 海岸保全施設 ※
5) 子育て支援施設（保育所（園）・認定こども園等）	6) 河川 ※
※幼稚園は別途	7) 下水道（神陽住宅団地 ^{マエティ・プラト} ）
6) 保健・福祉施設	※他の施設・管渠は別途
7) 行政系施設	
8) 市営住宅（上堺定住促進住宅）	
※市営住宅（公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅）は別途	
9) 公園	
10) 供給処理施設	
11) その他	
12) 医療施設	

※印の施設は、本計画とは別に策定

5. 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。

6. 計画の構成

第2章で、公共施設等の方向性を示す。

第3章で、個別施設計画の内容を示す。

第4章で、対策費用の集計結果を示す。

第5章で、今後の対応方針と本計画の実現に向けた内容を示す。

7. 推進体制

公共施設等マネジメント委員会は庁内組織であり、庁内関係部署と連携協力を行いながら、全庁的な共通認識を図り、市全体の取組として推進するために調整・協議を行っている。

令和元年（2019年）10月1日付けで設置した公共施設等再編整備検討委員会（委員長：公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院 遠藤尚秀 教授）は、有識者や市民代表等12名の委員で構成され、公共施設等の今後のあり方や再編整備の内容について議論を行ってきた。

今後、各施設所管課や庁内組織が連携し、市民との合意形成を図りながら、本計画の実現に向けて取り組んでいく。

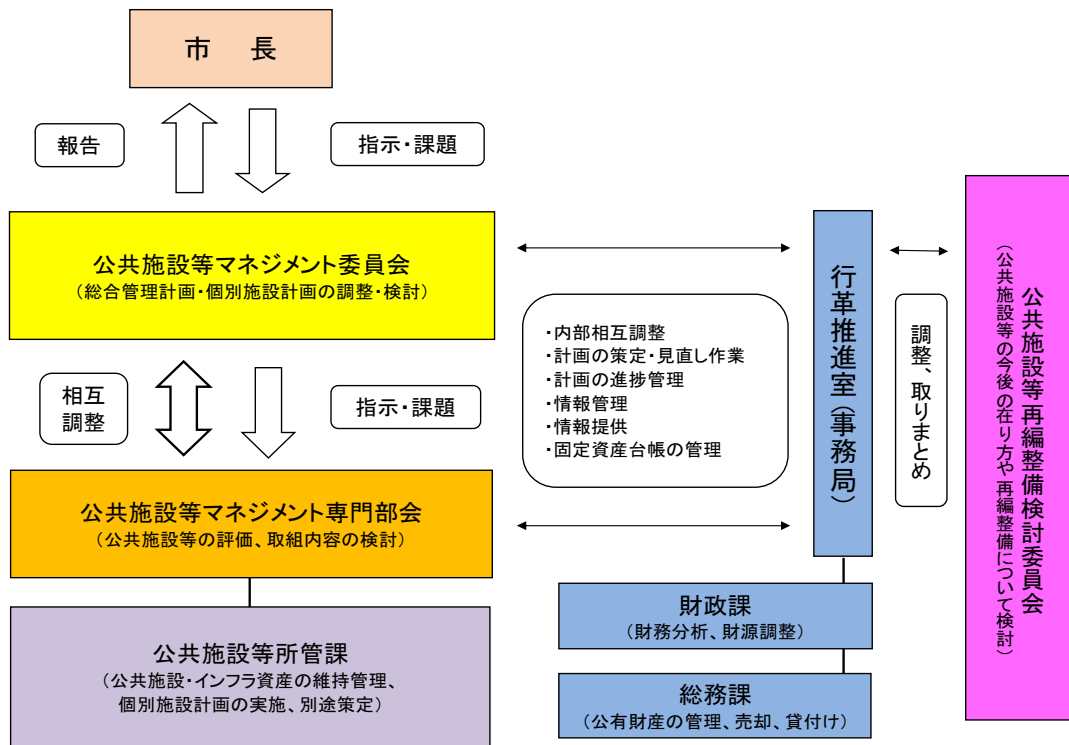
また、施設の利活用に当たっては、市民等の利便性向上に配慮するとともに、跡地の取り扱いについて、近隣住民の意見や市の財政状況等を踏まえて、方向性を定めていく。

洲本市公共施設等再編整備検討委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	所 属	役職	氏 名
学識経験者 及び有識者	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院	教授	遠藤 尚秀
	国立大学法人 徳島大学大学院	教授	小川 宏樹
	公益財団法人 日本生産性本部	課長	佐藤 亨
	税理士	—	中野かおり
関係団体の 長または当 該団体から 推薦を受け た者	洲本市連合町内会	会長	丸山 正
	洲本市老人クラブ連合会	会長	中村 尚義
	洲本市民生委員児童委員連合会	会長	相曾 高博 (~R1. 11. 30) 安倍 敏明 (R1. 12. 1~)
	洲本市PTA連合会	会長 (R2. 7. 21~ 顧問)	佐竹 淳司
	洲本商工会議所女性会	会長	山中 敬子 (~R2. 4. 27) 豊島あゆみ (R2. 4. 28~)
	五色町商工会青年部	部長	西野 昌孝 (~R2. 3. 31) 安家 一秀 (R2. 4. 1~)
公募の市民	公募委員	—	山口 雄治
	公募委員	—	徳重 正恵

【図2】推進体制図



【図3】フロー図

